

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号) (第一条関係)	1
○ 警察法施行令(昭和二十九年政令第五百一十一号) (第二条関係)	12
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号) (第三条関係)	14
○ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百六十七号) (第四条関係)	16
○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第二十六号) (第五条関係)	17

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 車両等の運転者及び使用者の義務（第二十六条の二―第二十六条の八）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 特定自動運行の特則（第二十七条の七・第二十七条の八）</p> <p>第五章 工作物等の保管の手續等（第二十八条―第三十二条）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（歩行補助車等）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の歩行補助車等は、次に掲げるもの（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。</p> <p>一 歩行補助車、乳母車及びショッピング・カート</p> <p>二（略）</p> <p>（信号の意味等）</p> <p>第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 運転者及び使用者の義務（第二十六条の二―第二十六条の八）</p> <p>第四章の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 工作物等の保管の手續等（第二十八条―第三十二条）</p> <p>第六章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（歩行補助車等）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の歩行補助車等は、次に掲げるもの（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）とする。</p> <p>一 歩行補助車、小児用の車及びショッピング・カート</p> <p>二（略）</p> <p>（信号の意味等）</p> <p>第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及</p>

び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に
対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一 歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（以下この条において「歩行者等」という。）は、進行することができること。 二・三（略）
黄色の灯火	一 歩行者等は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二 車両及び路面電車（以下この表において「車両等」という。）は、停止位置を越えて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができ ない場合を除く。
赤色の灯火	一 歩行者等は、道路を横断してはならないこと。 二・五（略）
人の形の記号を有する	一 歩行者等は、進行することができること。 二（略）

び意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機に
対面する交通について表示されるものとする。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	一 歩行者は、進行することができること。 二・三（略）
黄色の灯火	一 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二 車両及び路面電車（以下この表において「車両等」という。）は、停止位置をこえて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができ ない場合を除く。
赤色の灯火	一 歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二・五（略）
人の形の記号を有する	一 歩行者は、進行することができること。 二（略）

青色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	一 歩行者等は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二 (略)
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する赤色の灯火の点滅	一 歩行者等は、道路を横断してはならないこと。 二 (略)
黄色の灯火の点滅	歩行者等及び車両等は、他の交通に注意して進行することができること。	
赤色の灯火の点滅	一 歩行者等は、他の交通に注意して進行することができること。 二 (略)	
備考 (略)		

2・3 (略)

4 公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者等及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

青色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	一 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二 (略)
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する赤色の灯火の点滅	一 歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二 (略)
黄色の灯火の点滅	歩行者及び車両等は、他の交通に注意して進行することができること。	
赤色の灯火の点滅	一 歩行者は、他の交通に注意して進行することができること。 二 (略)	
備考 (略)		

2・3 (略)

4 公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者等及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	一 歩行者等は、進行することができること。 二 (略)
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	一 歩行者等は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二 (略)
人の形の記号を有する赤色の灯火	一 歩行者等は、道路を横断してはならないこと。 二 (略)
備考 (略)	二 (略)

5 (略)

第四章 車両等の運転者及び使用者の義務

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情が

信号の種類	信号の意味
人の形の記号を有する青色の灯火	一 歩行者は、進行することができること。 二 (略)
人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	一 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならぬこと。 二 (略)
人の形の記号を有する赤色の灯火	一 歩行者は、道路を横断してはならないこと。 二 (略)
備考 (略)	二 (略)

5 (略)

第四章 運転者及び使用者の義務

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情が

あるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車等の違反行為	自動車等の違反行為	事 情
(略)	(略)	一 (略)
(略)	(略)	二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七條の第二項第一号若しくは第二号、法第百十七條の二の二第二項若しくは法第百十八條第二項第三号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八條第二項第三号（法第七十五條第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第四号、法第百十九條第二項第四号若しくは法第百十九條の二の四第二項の違反行為をした者

あるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車等の違反行為	自動車等の違反行為	事 情
(略)	(略)	一 (略)
(略)	(略)	二 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第百十七條の第二項、法第百十七條の二の二第二項若しくは法第百十八條第二項第三号（法第七十五條第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第百十八條第二項第三号（法第七十五條第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第四号、法第百十九條第二項第四号若しくは法第百十九條の二の二第二項の違反行為をした者であること。

であること。

三 (略)

第四章の三 特定自動運行の特則

(特定自動運行において交通事故があつた場合における損壊物等の保管の手続等)

第二十七条の七 第二十六条の四の三の規定は、法第七十五条の二十三第六項において準用する法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第二十六条の四の三中「法第七十二条の二第三項」とあるのは、「法第七十五条の二十三第六項において準用する法第七十二条の二第三項」と読み替えるものとする。

(特定自動運行が終了した場合における表示の方法)

第二十七条の八 法第七十五条の二十四の規定により法第七十五条の十一第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十七条の六の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。ただし、停止した自動車が法第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられた特定自動運行用自動車(法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この条において同じ。)である場合にあつては、当該特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置で内閣府令で定める基準に適合するもの(当該特定自動運

三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられたものに限る。) を作動させる方法により行うものとする」とする。

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三 (略)

2・3 (略)

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 法第百七十七条第一項又は第二項の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)

三 (略)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間(第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者(法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証(以下「免許証」という。)に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「適性試験」という。))を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。))にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた

(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)

第三十三条の二の三 (略)

2・3 (略)

4 法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 法第百七十七条の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)

三 (略)

(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)

第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間(第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者(法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証(以下「免許証」という。)に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験(以下この項において「適性試験」という。))を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。))にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた

免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一～三 (略)

四 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。

）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第百一条の五の規定による報告について法第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの
当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日に取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三

免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがないこととする。

一～三 (略)

四 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。

）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第百一条の五の規定による報告について法第百七条の四第三号の違反行為をした者を除く。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの
当該免許証に係る適性試験を受けた日（当該日に取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五 (略)

2 (略)

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三

年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第百十七條の二第二項第一号若しくは第二号の罪、法第百十七條の二の二第二項第九号若しくは第二項の罪、法第百十八條第二項第三号若しくは第四号の罪、法第百十九條第二項第四号の罪又は法第百十九條の二の四第二項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九條の三 法第百六條の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第百十七條第一項若しくは第二項、法第百十七條の二第二項第一号、第三号若しくは第四号、法第百十七條の二の二第二項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第百十七條の三、法第百十七條の四第一項第二号若しくは法第百十八條第一項第一号、第三号（法第八十五條第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第四号若しくは第二項第一号に係る違反行為（法第百十八條第一項第一号に係る

年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ (略)

ロ 法第百十七條の二第二項の罪、法第百十七條の二の二第二項第九号若しくは第二項の罪、法第百十八條第二項第三号若しくは第四号の罪、法第百十九條第二項第四号の罪又は法第百十九條の二の二第二項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ (略)

2・3 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

第三十九條の三 法第百六條の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 仮運転免許を受けた者が法第百十七條、法第百十七條の二第二項第一号、第三号若しくは第四号、法第百十七條の二の二第二項第一号、第三号、第七号若しくは第八号、法第百十七條の三、法第百十七條の四第二号若しくは法第百十八條第一項第一号、第三号（法第八十五條第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第四号若しくは第二項第一号に係る違反行為（法第百十八條第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二

る違反行為にあつては法第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第十八條第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八條第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五條の規定に違反する行為をしたとき。

四（略）

2（略）

（警察庁長官への権限の委任）

第四十三條の二 法第五十一條の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同條第二項の規定による通知並びに法第七十五條の二十九、第六條、第七條の六及び第八條の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

別表第二（第二十六條の七、第三十三條の二、第三十三條の二の三、第三十四條の三、第三十六條、第三十七條の三、第三十七條の八、第三十七條の十、第三十九條の二の二関係）

一〇三（略）

十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第十八條第二項第一号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七條第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八條第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五條の規定に違反する行為をしたとき。

四（略）

2（略）

（警察庁長官への権限の委任）

第四十三條の二 法第五十一條の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同條第二項の規定による通知並びに法第六條、第七條の六及び第八條の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

別表第二（第二十六條の七、第三十三條の二、第三十三條の二の三、第三十四條の三、第三十六條、第三十七條の三、第三十七條の八、第三十七條の十、第三十九條の二の二関係）

一〇三（略）

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ) (略)

(ロ) 法第百十七条の五第一項第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

3 二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一項第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 (略)

132 「救護義務違反」とは、法第百十七条第一項又は第二項の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

備考

一 違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

(イ) (略)

(ロ) 法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数とする。

3 二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1 (略)

132 「救護義務違反」とは、法第百十七条の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

改正案	現行
<p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費</p> <p>イ〇ソ （略）</p> <p>ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に規定する犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の同項第十七号に定める運転若しくは同項第十七号の二に定める特定自動運行に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）に規定する犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一項において同じ。）又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。）に係るもの</p> <p>ネ・ナ （略）</p> <p>九〇十三 （略）</p>	<p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費</p> <p>イ〇ソ （略）</p> <p>ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に規定する犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）に規定する犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一項において同じ。）又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。）に係るもの</p> <p>ネ・ナ （略）</p> <p>九〇十三 （略）</p>



○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>					
七十二の五	七十二の四 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務	道路交通法第七十五条	七十二の四 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	七万九千二百円	（新設） （新設） （新設）
	標準事務 （略）	手数料を徴収する事務 （略）	金 額 （略）	標準事務 （略）	手数料を徴収する事務 （略）
			七万八千五百円		金 額 （略）

(略)	道路交通法 第七十五条 の十六第一 項の規定に 基づく特定 自動運行計 画の変更の 許可に關す る事務
(略)	の十六第一項の規定に 基づく特定自動運行計 画の変更の許可の申請 に対する審査
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）（第四条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）</p> <p>第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。</p>	<p>（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）</p> <p>第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。</p>

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（第五条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

										<p>（道路交通法施行令の規定の読替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
(略)										<p>（道路交通法施行令の規定の読替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
第二十六条の六第二号										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										

現 行

										<p>（道路交通法施行令の規定の読替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
(略)										<p>（道路交通法施行令の規定の読替え適用）</p> <p>第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
第二十六条の六第二号										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										
(略)										

(略)	(略)	(略)	法第百十七条の二第二項第一号	(略)	(略)
	(略)	(略)	号	運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二第二項第一号	(略)

(略)	(略)	(略)	法第百十七条の二第二項	(略)	(略)
	(略)	(略)	号	運輸代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二第二項	(略)